

ポイント

先日、お知らせしました制度改正（衛経の運転資金の貸付期間延長、生活衛生セーフティネット貸付の拡充）のほか、生活衛生企業再建資金が、添付チラシのように拡充されました。要約は以下になります。

	改正後	改正前
	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、次のいずれかに該当するもの	
	ア <u>特定の機関等の関与の下で事業の再生を行う者【企業再建関連】</u>	(新設)
	イ 次の(ア)から(エ)までのすべての要件を満たすもの【民間金融機関関連】	
	(ア) 次のいずれかの要件を満たすもの	
	a 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの深刻な経営難の状態にあり、実質的に経営が破綻している状態にあるもの	
	b 業況が悪化しており、事業の再生のための具体的な取組を行なっているもの	
	c <u>第二会社方式により再生を図る者</u>	(新設)
	d <u>過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る者</u>	(新設)
貸付対象	(イ) 過剰債務の状況に陥っているもの	
	(ウ) 相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、既往債務について金融機関の協力が得られる等関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれるもの	
	(エ) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）が貸付後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うことにより、円滑な企業再建の遂行が可能と認められるもの	
	ウ 金融機関からの事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている者【条件変更先関連】	
	エ 次のいずれかに該当する者【認定支援機関関連】	(新設)
	(ア) <u>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に定める認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる者</u>	

	改正後	改正前
	(イ) <u>過剰債務の状況に陥っている者が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導及び助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる者</u>	
貸付利率	【企業再建関連】特利 C	(新設)
	【民間金融機関関連】 及び 【条件変更先関連】 特利 A	
	【認定支援機関関連】特利 B	(新設)
貸付期間	<u>20 年以内</u>	<u>15 年以内。ただし、金融機関等の要請に基づく場合は 20 年以内</u>
貸付限度額	<u>別枠 7,200 万円</u>	<u>別枠 5,700 万円</u>